

〃 廿六日ヨリ三十日迄
 十月十日ヨリ十五日迄
 〃 二十日以後迄

一五〇名
 九〇名
 六〇名
 三〇名

法人
 三

④カネノサロニ東山争議

東京都東山区大森大路四丁目東入松園町二五二

労働者一五名(内女七名)

参加者 全員

使用者中一名職務ニ忠実ナラスノ理由ヲ以テ解雇シタルニ依
 リテ労働者同僚等ハ加入ニシテ居ル従業員ハ同組合ノ
 態度ヲ得テ九月二十七日ヨリ争議ニ入り再未抗争ヲ流テ
 タリシガ十月十三日ニ至リ労働者側ハ見ノ結果双方互譲ニテ
 別々条件ニテ解決ス

要求事項

一 解雇取消

一 女給規則制度撤廃

其他数項

解雇

(ハニエーロニ)